

事例－1



就業途上中に車と衝突

事例－2



高所作業中に墜落

事例－3



清掃作業中に転落

事例－4



屋外作業中に転倒

事例－5



家事援助中に火傷

1. ケガをした場合

- (1) 医師の治療を受けてください。この場合、各自の健康保険証を使うことになります。
- (2) ケガの状態、ケガしたときの様子などをシルバー人材センター事務局に報告してください。
- (3) シルバー人材センター団体傷害保険の手続きは、事務局で行います。

2. 保険の適用範囲

- (1) シルバー人材センターより請負った就業中の事故。(ただし、自宅作業中は除く)
- (2) 就業場所への往路・復路中の事故。(ただし、通常の経路を外れた場合は除く)
- (3) 総会・講習会(技能習得を目的とするもの)参加中及びその往路・復路中の事故。(ただし、通常の経路を外れた場合は除く)

3. 保険の支払われない場合

- (1) 故意による事故。
- (2) 持病の場合(心疾患、脳疾患、心神喪失等)。
- (3) 腰痛など自覚症状しかないもの。(他覚症状のないもの)

4. 保険金の給付内容

- (1) **通院保険金 日額3,000円**

生活機能又は業務能力の減少をきたし、かつ医師の治療を受けたときは、その通院日数に対して90日を限度して支払われます。

- (2) **入院保険金 日額5,000円**

生活機能又は業務能力の減少をきたし、かつ入院して医師の治療を受けたとき、事故の日から180日を限度として支払われます。

- (3) **死亡保険金 900万円**

事故の日から180日以内にそのケガがもとで死亡したとき。

5. 保険手続きのための完治診断書

- (1) 完治後、診断書は保険会社の所定様式を使って、医師の記載を受けることになります。なお、費用は各自負担となります。
- (2) 請求用紙と保険請求のための診断用紙は、シルバー人材センター事務局から受け取り、完治後速やかに医師の記載を受け、請求書とともにシルバー人材センター事務局へ提出してください。

※詳細については、シルバー人材センター事務局にお問い合わせください。